

# 諫早市 空き家バンク制度

## 空き家 バンク とは

『諫早市空き家バンク』とは、市内の空き家の適切な管理の促進や有効活用のために、空き家の利用希望者に対して空き家の情報提供を行う制度です。

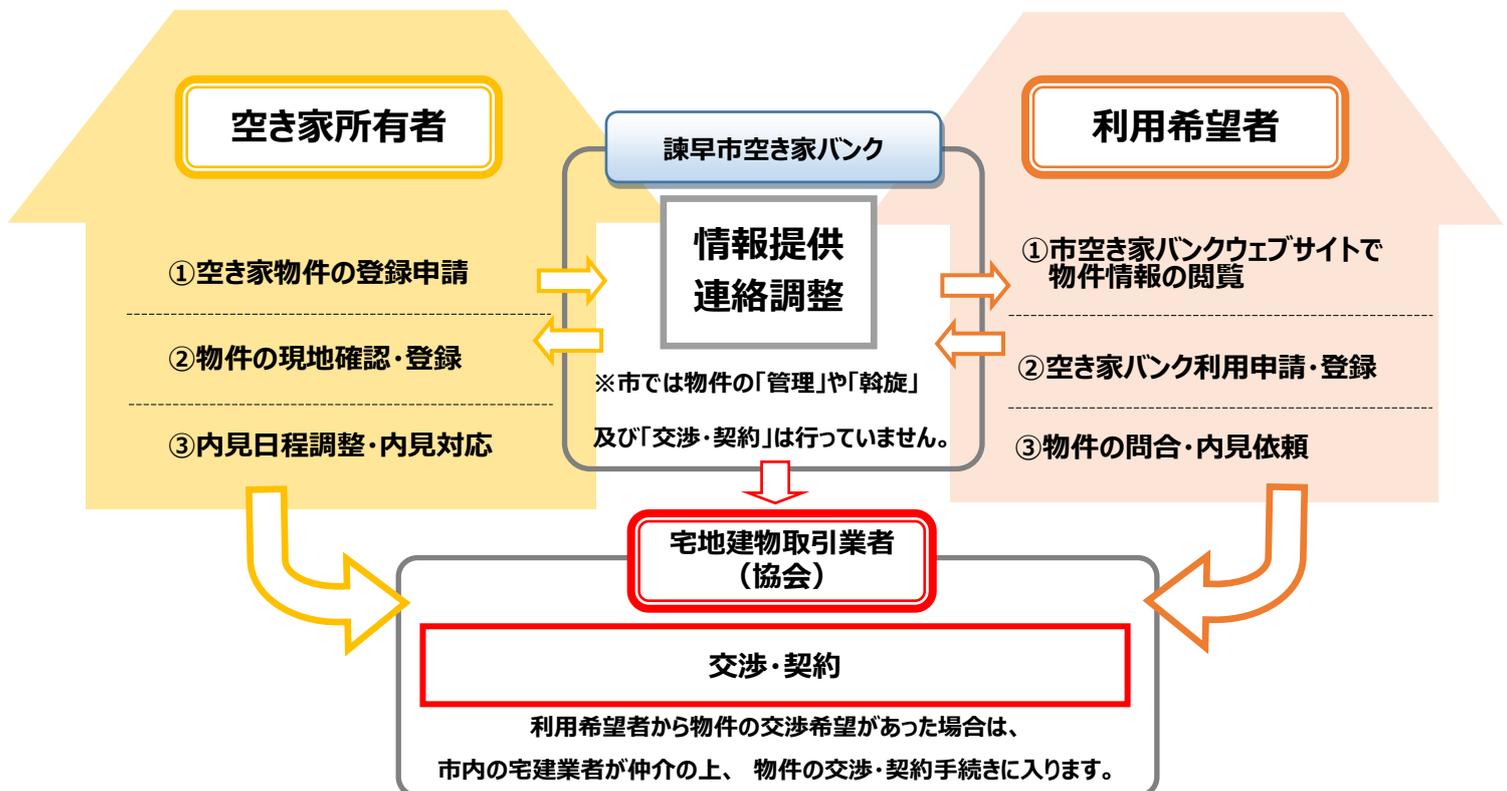
所有者は空き家物件の情報を登録することができ、利用希望者は登録された空き家情報を市役所やホームページ上で閲覧することができます。

諫早市内に空き家物件を所有している方で、「売りたい」「貸したい」という方や、

空き家バンク登録物件の購入・賃借を希望される方は

**ぜひ、空き家バンク制度をご利用ください**

### 空き家バンクの登録と利用の流れ



問合せ: 諫早市 移住定住推進課 TEL:0957-22-1500 (代表)

(長崎県諫早市東小路町7-1) iju\_teiju@city.isahaya.nagasaki.jp



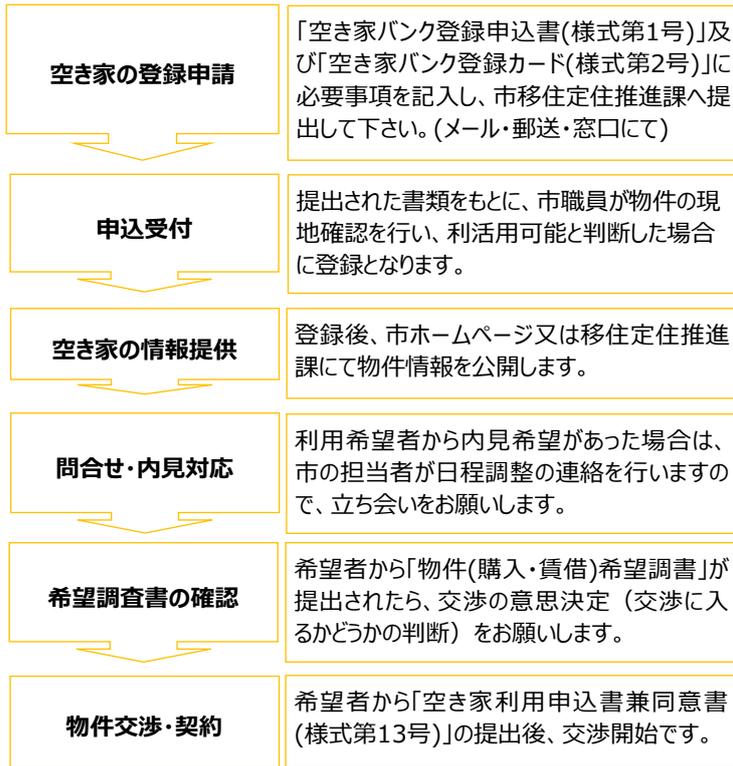
【利用手続き】



【物件情報】

## 登録手続きについて

### 空き家所有者



### 利用希望者



## 空き家所有者・利用希望者の登録要件

### 空き家の登録要件

- ▶ 下記の全てに該当する空き家であること
- 諫早市内の空き家であること
- 空き家の売買及び賃貸を目的に建てられていない個人又は法人の所有である物件
- 土地及び建物の所有者が同一である物件
- 相続及びその他所有権以外の設定がある場合は、登録に関して関係者の承諾が得られている物件
- 共有名義の場合は名義者全員の承諾が得られている物件
- 宅地建物取引業者と売買等の媒介契約をしていないこと

### 利用希望者の登録要件

- ▶ 下記の全てに該当する方であること
- 地域住民と協調して生活できる方
- 空き家の転売及び転貸を目的としない方
- 市県民税等を滞納していない方
- 暴力団等による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員でない方

## 空き家バンク利用登録者支援補助金

「諫早市空き家バンク」に登録された空き家を購入し、かつ、改修して居住する方や、空き家を賃借して居住する方に対して、その改修費や家賃(最大12月分)を補助する制度です。

| 対象地域                          | 補助区分 | 補助対象経費  | 補助金額                |
|-------------------------------|------|---------|---------------------|
| 一般地域                          | 改修   | 空き家の改修費 | 補助率1/2以内、上限額100万円   |
|                               | 賃借   | 空き家の賃借料 | 補助率1/3以内、上限額1万円/月   |
| 指定地域<br>(大草・伊木力・飯盛西<br>小学校区域) | 改修   | 空き家の改修費 | 補助率1/2以内、上限額200万円   |
|                               | 賃借   | 空き家の賃借料 | 補助率1/3以内、上限額2万円/月   |
| 小長井地域                         | 改修   | 空き家の改修費 | 補助率2/3以内、上限額250万円   |
|                               | 賃借   | 空き家の賃借料 | 補助率1/2以内、上限額2万5千円/月 |